

高麗恭愍王の研究 II

——文・武臣の処世法分析——

西 川 孝 雄

はじめに

1. 曹頤の謀逆事件
 2. 趙日新の謀逆事件
 3. 紅巾の賊侵寇
 4. 辛旽の兇謀事件
- 結 び

はじめに

先に、「高麗恭愍王の研究 I —王師・福州播遷・宦者の禍を中心に—」（愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第25号，2010年9月刊）を研究発表した。そこで取り上げたのは王室の顧問としての国師や王師の役割，また，師傅となった遍照（辛旽）（?-1371年）は王の顧問や教育相談係として信任を得て行政改革まで実施，失敗に終わったことを述べた。また，元・明交代期の外交変転の一端についても述べ，更に，高麗末1361年第2回の紅巾の賊侵寇があり，十余万の兵力で鴨緑江を渡り開城を一時占領した時，恭愍王と廷臣たちは福州（慶北安東）まで避難，その後高麗側の反撃で撃退し，開城は収復した点についても述べた。終りに，恭愍王妃魯国大長公主の死去による王の対応と宦者崔萬生（?-1374年）・幸臣洪倫（?-1374年）等により王を弑逆した「宦者の禍」と云われる事件の顛末事情について分析し恭愍王弑逆事件の全体像について明らかにした。

高麗第31代恭愍王（在位1352-74年）は反元国権回復運動を開始した王として有名な人物である。その在位年代に死去した文・武臣で(1)1339年（忠肅王復位8年）¹⁾8月の曹頤^{てき}の謀逆事件に関わった人物5例，(2)1352年（恭愍王1年）の趙日新の謀逆事件に関わった人物6例，(3)1365年（恭愍王14年）の辛旽の兇謀事件に関わった人物3例と(4)1361年（恭愍王10年）の紅賊の高麗侵寇に深くかかわった人物4例を取り上げ，事件や入寇の年代順にその処世法・処世術を分析してその生き方を解明検討する。

1. 曹頤の謀逆事件

今回は文・武臣が前述の大きな三つの謀逆事件即ち，曹頤^{てき}の謀逆事件，趙日新の謀逆事件，辛旽の兇謀事件と2回の紅賊の高麗侵寇にどう対処したか。その処世術を分析検討する。

高麗末まで生き延びてきた文・武臣が恭愍王政権下で死去した代表的な人物をあげると次の「文臣・武臣生没年一覧表」の通りで，凡そ30名あげることが出来る。この内で謀逆事件や紅賊の高麗侵寇に関係した人物をあげてその処世法を分析検討することにする。

では，先ず，はじめに曹頤の謀逆事件に関わった人物5例について分析検討するが，その前に曹頤^{てき}の謀逆事件について全体像をみることにする。叛逆者曹頤（?-1339年）（忠肅王復位8）については先

文臣・武臣生没年一覧表

	恭愍王年代	文臣・武臣名	生没年代
(1)	1352年（1年）	權準・文臣	1280-1352（忠烈王6-恭愍王1）
(2)	1353年（2年）	張沆・文臣	? -1353（ ? -恭愍王2）
(3)	〃（〃）	金永純・文臣	? - 〃（ ? - 〃 ）
(4)	〃（〃）	曹益清・武臣	? - 〃（ ? - 〃 ）
(5)	1354年（3年）	韓宗愈・文臣	1287-1354（忠烈王13-恭愍王3）
(6)	1355年（4年）	辛喬・姦臣	? -1355（ ? -恭愍王4）
(7)	1356年（5年）	洪鐸・文臣	? -1356（ ? -恭愍王5）
(8)	〃（〃）	洪義・武臣（の妻）	? - 〃（ ? - 〃 ）
(9)	1357年（6年）	李凌幹・文臣	? -1357（ ? -恭愍王6）
(10)	〃（〃）	安輔・文臣	1302- 〃（忠烈王28- 〃 ）
(11)	1359年（8年）	印承旦・嬖臣	? -1359（ ? -恭愍王8）
(12)	〃（〃）	鄭顛 <small>ごう</small> ・文臣	? - 〃（ ? - 〃 ）
(13)	〃（〃）	閔思平・文臣	1295- 〃（忠烈王21- 〃 ）
(14)	1360年（9年）	安震・文臣	? -1360（ ? -恭愍王9）
(15)	〃（〃）	安牧・文臣	? - 〃（ ? - 〃 ）
(16)	〃（〃）	李承慶・名臣	? - 〃（ ? - 〃 ）
(17)	1361年（10年）	裴侗 <small>く</small> ・姦臣	? -1361（ ? -恭愍王10）
(18)	〃（〃）	金永煦 <small>く</small> ・文臣	1292- 〃（忠烈王18- 〃 ）
(19)	1363年（12年）	金光載・文臣	? -1363（ ? -恭愍王12）
(20)	1364年（13年）	李岳 <small>がん</small> ・文臣	1297-1364（忠烈王23-恭愍王13）
(21)	1366年（15年）	鄭云敬・文臣（良吏）	1305-1366（忠烈王31-恭愍王15）
(22)	〃（〃）	李公遂・文臣	1308- 〃（忠烈王34- 〃 ）
(23)	〃（〃）	元松寿・文臣	1324- 〃（忠肅王11- 〃 ）
(24)	1367年（16年）	李齊賢・文臣（学者政治家）	1287-1367（忠烈王13-恭愍王16）
(25)	1368年（17年）	李岡・文臣	1333-1368（忠肅王2-恭愍王17）
(26)	1370年（19年）	尹澤・賢臣	1289-1370（忠烈王15-恭愍王19）
(27)	1371年（20年）	李存吾・文臣	1341-1371（忠惠王復位2-恭愍王20）
(28)	1372年（21年）	安遇慶・武臣	? -1372（ ? -恭愍王21）
(29)	1374年（23年）	李仁復・文臣	1308-1374（忠烈王34-恭愍王23）
(30)	〃（〃）	白文宝・文臣	? - 〃（ ? - 〃 ）

に、高麗時代の「叛逆伝」研究Vで研究発表したのでその要点をあげることにする²⁾。

曹顛（?-1339年）は1339年（忠肅王復位8）3月に第27代忠肅王が死去すると第28代忠惠王が復位した。8月になると曹顛は第26代忠宣王の甥の瀋陽王ごうを高麗王に擁立せんと謀逆し兵千余をもって王宮を攻囲したが失敗し誅罰せられた人物である。

曹顛の謀逆事件の関連史料をあげると次の様である。

史料(-) 忠肅王復位8年6月

是月、瀋陽王ごう元ニ如カントシ、平壤ニ至リテ止マル。陰カニ政丞曹顛ト謀ル所アルナリ。

『高麗史節要』卷二五忠肅王八年六月
『高麗史』卷九一列傳四宗室二

史料(二) 忠肅王復位 8 年 8 月 19 日

前王勝諭シテ云ウ、頤等朝廷ヲ畏レズ、弓刀ヲ佩執シテ國人ヲ脅聚シ、謀逆作亂、罪コレヨリ大ナルハ莫シ。群官能ク正ニ歸スル者ハ宥スト。乃チ前判書李兆年、官及ビ諸宰相ヲ召シテ曰ク、曹頤久シク藩王ノ臣僕ト爲リテ、潛カニ異志ヲ蓄ウ。諸君胡レゾ之ヲ助クルカト、頤之ヲ聞キテ曰ク、我レ政丞ト爲リテ荒淫無道ノ行ヲ見ル、若シ朝廷ニ聞セザレバ、罪、我ガ身ニ在リ、我ヲ殺サント欲スト雖モ、我レ懼レズト。遂ニ閔珣ヲシテ連車ヲ宮門外ニ綴セシメ、以テ之ニ備フ。

『高麗史節要』卷二五忠肅王八年八月乙巳

『高麗史』卷一三一列傳四四叛逆五曹頤

史料(三) 忠肅王復位 8 年 8 月 24 日

夜、洪彬・申伯・黃謙・白文舉・王伯・洪晟・趙廉・全思義・朱柱等及び征東省官ハ趙炎輝・李休・李英富・李安・韓昇・張巨才・裴成景・閔珣・吳雲等ヲシテ點軍セシムルコト千餘、紅絹ヲ剪リ、衣ニ貼シテ識ト爲シ、皆ナ刀杖ヲ執リ、進ミテ前王宮ヲ襲ウ。前王、幸臣ヲ率テ騎シテ出射ス。頤軍敗走シ、追ハレテ巡軍南橋ニ至ル。李安射テ王ノ臂ニ中ツ。頤、人ヲシテ布帳ヲ連車ノ上ニ設ケ、以テ流矢ヲ防ガシム。先鋒連車ヲ攻破シテ入ル。頤、勢窮マリテ、永安宮ニ走ル。親故アリ、誘ウニ出亡ヲ以テス、頤聽カズ、公主殿ニ入ル。王軍追入シテ之ヲ射殺シ、巡軍南橋下ニ尸ス。

『高麗史』卷三六世家三六忠肅王八年八月庚戌・卷一〇八列傳二一洪彬・卷一〇列傳二三韓宗愈・金倫・卷一三一列傳四四叛逆五曹頤

史料(一)によれば是月(六月)に藩王暲は元に行かんとして平壤にとどまり、陰かに政丞曹頤と謀る所があった事が判明する。史料(二)で八月十九日になると前判書李兆年が、頤が「久シク藩王ノ臣僕ト爲リテ、潛カニ異志ヲ蓄ウ」と云い、これに頤は「我レ政丞ト爲リテ(前王26代忠宣王の)荒淫無道ノ行ヲ見ル、若シ朝廷ニ聞セザレバ、罪、我ガ身ニ在リ、王、我ヲ殺サント欲ストイエドモ、我レ懼レズ」と答えた。史料(三)によると頤は兵千余で王宮を攻囲し、藩王を迎立せんと謀り失敗。王軍の弓で射殺され南橋下にさらされた人物であった。

第31代恭愍王の在位年代中に死去した文・武臣で1339年(忠肅王復位8)8月の曹頤の謀逆事件に関わった人物5例についてその処世法を検討することにする。

人物例1 權準(1280-1352)(忠烈王6-恭愍王1)

文臣權準の本質は安東である。彼は文科に登第し、忠宣王に燕邸で会い、代言となった。後に、1313年知密直司事に進んだ。1339年忠肅王復位8年8月に曹頤の謀逆事件がおきる。その時の文臣權準の略歴と曹頤の変に対する処世法は凡そ次の様である³⁾。

(史料1) 文臣權準

字は平仲。松齋と號す。文科に登第し、忠宣王に燕邸に謁し、代言に擢んでらる。是より恩寵愈隆^{いよいよたか}く、賞賜算なし。後密直副使を授けられ、尋で知司事に進む。王國驢都監に命じ、中贊安珣の第を購いて之を賜う。忠肅王嘗て準の第に移御し、其の屋宇の美を嘆ず。時に藩王暲王位を窺視(すきをうかがう)し、朝臣の之に附する者多し。準義を守りて變ぜず。事定まりて贊成事を拜す。曹頤の変に準門を閉じて出でず。頤敗るるの後吉昌府院君に封ぜらる。忠惠王準の外孫女を納れて妃と爲す。是を和妃となす。恭愍王位に即くに及び準疾有り、尋で卒す。年七十二。昌和と諡せらる。性純重、言笑寡く、儀表(外見)秀偉(すぐれて偉大なこと)、然れども勢に倚りて人の土田を奪い、賄賂を納れ、以て鉅富(大金持)致す。

時に藩王暲は前述したように王位をうかがい、朝臣も多く従う者がいた。「準義を守りて變ぜず。事定まりて贊成事を拜す。曹頤の変に準門を閉じて出でず。頤敗るるの後吉昌府院君に封ぜらる」とあり、守義閉門型を選択した人物で中立を守り「頤敗るるの後吉昌府院君に封ぜら」れたとある。權準は見かけは立派であるが「勢に倚りて人の土田を奪い、賄賂を納れ、以て鉅富致す」とあり、当時の権勢家たちの土地の占奪兼併の風潮を示している好例と云えよう。

人物例2 韓宗愈(1287-1354)(忠烈王13- 恭愍王3)

文臣韓宗愈の本貫は清州である。彼は1304年(忠烈王30)に科挙に及第し史翰となった。忠肅王の時、史官修撰となり、芸文応教に累遷した。1320年(忠肅王7)政房の銓注に参与し、その後、曹頤の乱に宗愈は政丞金倫と党朋を訟理して、忠恵王を弁護し王が元より帰国して一等功臣となり賛成事となった。恭愍王元年に金承澤等と共に書筵に入った人物である。曹頤の謀逆事件の時、文臣韓宗愈はその乱を処理した人物で、その略歴と処世法は大略次の様である⁴⁾。

(史料2) 文臣韓宗愈

字は師古。漢陽の人。密直致仕英の子なり。高麗忠烈王三十年年十八擢第して史翰に入る。忠肅王の朝史官修撰と爲り、藝文應教に累遷す。王政房を置き代言安珪を以て銓注を掌らしむ。宗愈右常侍林仲伉、議郎曹光漢と之に參る。司僕副正に轉ず。時に王元に留り、瀋王暲位を覬覦(身分にはずれたことをうかがい望む)し、本國の多く錢財を王所に輸するを惡み、帝命を以て人を遣して其の錢物を徵し、各倉司をして輸する所の文字を刷送せしむ。宗愈及び義成倉提學金行衍獨り聽かず。暲王と相い峙し、國人頗る惑う。宗愈慨然として王の爲に訟理し、即ち李兆年と與に連名して書を爲り、元に如きて之を獻ず。王歸り功を以て擢んでて代言と爲す。遂に知申事に陞る。王又奸臣の誤る所と爲り、宗愈に謂て曰く、吾れ元に表請し、位を瀋王に禪らんと欲すと。遂に密に表を以て宗愈に授け促して之に即せしむ。宗愈の曰く、國家は之を祖宗に傳う。豈に嫡を廢して旁支に與うべけんやと。固く諫めて命を得ず。既に退き馬より墜ちて起たざるに托し、兆年と與に諸大臣に謀り、奸臣を執えて之を斥け、事竟に行われず。忠恵王の初密直提學を拜し、曹頤の亂に宗愈政丞金倫と與に其の黨を理し(訟理裁判する)、獄成り驛聞す(駅から駅に順次に伝達する)。丞相伯顔之を省せず。奏して忠恵を徵す。宗愈之に従う。至れば則ち俱に獄に繋かれ、事測られざらんとす。會ま伯顔死し、解さるるを得たり。王國に還り、功を論じて一等と爲し、評理に拜し、漢陽君に封じ、俄に賛成事に改む。王に岳陽の行有り。時に王に忠なる者は宗愈と兆年とのみ。兆年已に卒す。帝元子を托せんと欲して宗愈を召す。明年詔して忠穆王を奉じて國に歸り政を輔けしむ。左政丞を拜す。忠定王立ち權倖事を用う。宗愈府院君を以て退きて其の郷に老い、事有るにあらざれば未だ曾て京城に至らず。恭愍王元年金承澤等と與に入りて書筵に侍す。王毎に優禮を加え、復た之を相とせんと欲す。三年疾を得て卒す。文節と諡せらる。

時に王は元に留まり、瀋王暲は王位をうばおうとうかがっていた。その理由は「本國の多く錢財を王所に輸するを惡み、帝命を以て人を遣して其の錢物を徵し、各倉司をして輸する所の文字を刷送せしむ。宗愈及び義成倉提學金行衍獨り聽かず。暲王と相い峙し、國人頗る惑う」といわれ「錢財(金錢)を王所に輸するを惡ん」でおり、宗愈と義成倉提學金行衍の二人が聽かなかつたので、暲王と対峙していた。王はまた、宗愈に謂って「吾れ元に表請し、位を瀋王に禪らんと欲す」と。文臣宗愈は「國家は之を祖宗に傳う。豈に嫡を廢して旁支に與うべけんやと。固く諫めて命を得ず」と云つた。既に宗愈は落馬し退きて兆年と共に諸大臣に謀り、奸臣を執えて斥け、事は実行されず曹頤の亂の党朋をさばいた。丞相伯顔は不満で、奏して忠恵王をおした。宗愈はこれに従つた。伯顔の死により、忠恵王が帰国し一等功臣となり賛成事となった人物である。文臣宗愈の処世法は体制順応型を選択した人物と云えよう。「其の公輔の器有るを知る。筵仕(はじめての仕官)より九転して三重大臣に至り、常に銓選を與り、事に処し物に接して余裕有り」と評された人物である。

人物例3 李凌幹(?-1357)(?- 恭愍王6)

文臣李凌幹は南原居寧県出身である。彼は忠宣王に従つて元に居り盤纏別監となる。1325年(忠肅王12)に密直副使より知司事右常侍になり、政丞に累進した人物である。曹頤の亂の時、文臣李凌幹は忠恵王に侍従した功で一等功臣となった人物で、その略歴と処世法は概ね次の様である⁵⁾。

（史料3） 文臣李凌幹

南原居寧縣の人。高麗忠宣王嘗て幸する所の二姫を以て凌幹及び白文學に賜う。獨り凌幹之を別室に置いて敢て近づかず。王之を義とす。又王に従いて元に居り、盤纏別監と爲る。同事者皆富を致す。李凌幹獨り清苦自ら勵み、冬月破衫單袴を着、一錢を私せず。王吐蕃に竄せらるるに及び、金を懷にして潛に驛吏に附して王に獻ず。王及び從臣頼りて以て乏しからざるを得たり。王薨するや梓宮を奉じて東歸し、號呼跋涉、勤苦備に至る。忠肅王の朝密直副使より知司事右常侍に遷り、政丞に累進す。曹頤の亂に侍從の功を一等に録せられ、尋で寧川府院君を拜す。恭愍の朝左政丞領都僉議事と爲り、六年門下侍中を以て致仕して卒す。

凌幹は1348年（忠穆王4）に寧川府院君に封じられた。彼は1351年恭愍王が即位すると左政丞領都僉議事となった。56年に門下侍中となり卒した人物である。文臣李凌幹の処世法は体制順応型を選択した人物と云えよう。尚、李凌幹等をまつた玄州書院（全羅北道任実郡）がある。

人物例4 裴佺（?-1361）（?-恭愍王10）

奸臣裴佺の本貫は興海である。彼の母は宮婢で佺は忠惠王の嬖幸となり、護軍に累轉し、軍簿判書になった人物である。曹頤の亂の時、奸臣裴佺は1339年（忠肅王復位8）に侍從の功により一等功臣になって興海府院君に封ぜられた人物で、その略歴と処世法は凡そ次の様である⁶⁾。

（史料4） 奸臣裴佺

興海郡の人。其母は宮婢なり。佺、高麗忠惠王の嬖幸となり、護軍に累轉し委ぬるに機務を以てせられ、軍簿判書に歴官す。曹頤の亂に侍從して勞有り。功を一等に録せられ、興海府院君に封ぜらる。佺嘗て元に在り。王、夜佺の第に幸し、其妻と其姉金瑀の妻を淫す。佺、康允忠と與に德寧公主に幸を得、中に居りて事をを用う。人有り匿名狀を作りて佺の罪惡を版圖の門に貼る。公主諸宰相を召して謂て曰く、自今佺を近侍せしむる勿れと。然れども佺猶お公主の宮中に在りて事をを用うること前の如し。時に都僉議尹時遇、王側に在りて權を弄す。人之を目して尹王と曰う。干謁する（謁見を求める）者時遇に因らざれば（よい時にめぐり合わなければ）必ず佺に托す。李齋賢權省（代理で臨時に引き受ける權征東行省事の職務をすること：1280年（忠烈王6）に元の世祖が日本を征伐するために高麗に設置した官衙：役所）と爲るに及び、佺を獄に下せしが、恭愍王之を宥す。時人其の元惡を曲貸（法をまげて許す）するを憤る。居ること十年にして卒す。

佺は元にいた時、康允忠と共に忠惠王妃の德寧公主に幸をえて、行省理間になった。1351年（恭愍王即位年）に李齋賢が權省となるや佺を獄に下したが恭愍王は許した。時人は王が大悪人の佺を法を歪曲させて許したことをいきどおった。居ること10年にして卒した人物である。奸臣裴佺の処世法は体制順応型を選択した人物と云えよう。

人物例5 金光載（?-1363）（?-恭愍王12）

文臣金光載の本貫は光山である。彼は忠宣王の時、文科に合格し成均学官になる。忠惠王に従って元に行き、功勞により司僕寺丞を授けられ、その後、都官正郎となった。1339年（忠惠王復位1）に曹頤の亂がおこり誅伏した後、忠惠王が執えられて元に行った時、王に隨行した。彼は帰国後、軍簿摠郎となり、判典校寺事に累遷した人物で、その略歴と処世法は概ね次の様である⁷⁾。

（史料5） 文臣金光載

字は子輿。松堂と號す。高麗の中贊臺鉉の子なり。生れて身長二尺有餘。父母異として之を絶愛す。忠宣の朝登第して成均學官に補せらる。忠惠王に従いて元に如き、勞を以て司僕寺丞を授けられ、尋で都官正郎に遷る、曹頤亂を作して誅に伏すや、王執えられて元に如く。光載曰く、吾君危し、吾獨り免るるに忍びんやと、往いて之に従う。王釋されて東還するや、軍簿摠郎に除し、銓選に參し、判典校寺事に累遷す。王素と光載の嚴直を憚り、左右の群小、又多く之を忌む。然れども

籍口（言いわけをする）する所無く、但だ云う金公は静を好み、仕進は其志に非ずと。王之を信じて其職を禡う。忠穆立つや右副代言を拜し、知申事に轉ず。用事（政権を専らにする）の大臣其の己に附せざるを惡み、奏して版圖判書に改めしが、王尋で之を悔い、密直副使提調銓選に除し、知司事に陞す。忠定王位に即くや書筵を開き、光載を以て師と爲さんとせしが、光載之を固辭す。僉議評理を拜し仍て銓選を掌る。時に德寧公主頗る政事に干預し、王之を沮む能わず。光載奮然として出づ。公主再び召せしが竟に應ぜず。俄に三司右使に遷る。王に白して曰く、文選は吏曹之を主り、武選は兵曹之を主る。之を政房に摠べるは權臣より始まる、令典（法令）に非ざるなり。請う舊制に復せんと。王之に従う。然れども必ず光載を用いんと欲し、命じて典理判書を兼ねしむ。恭愍王立つに及び、門を杜じて出でざる事凡そ十二年。其の母を奉養し、朝夕禮を盡くす。母歿し、墓側に廬して以て制を終わる。之を祭る毎に必ず涕泣して止まず。王聞て之を嘉みし、有司に命じ、居る所に旌（表彰）して靈昌坊孝子里と曰う。

曹頤の乱がおこり忠惠王が執えられ元に行った時、光載は「吾君危し、吾独り免るるに忍びんや」と云って王に従った。1344年忠穆王が即位するや右副代言を拜し、知申事（密直司の正3品官職）になった。政権を担当していた大臣は己に付きなないのを惡み版圖判書に改めようとしたが、王が悔いて、密直副使・提調銓選に除され、知司事に陞した。第30代忠定王が即位すると書筵を開き光載に師傅になるよう命じたが固辭して、僉議評理を拜し銓選を掌った。時に、第28代忠惠王妃德寧公主は政事干渉し王はこれを阻止出来なかった。光載は氣をふるいたたせて出て行き公主が再び招請したが応じなかった。にわかに、光載は三司右使になったので王に云った。「文選は吏曹之を主り、武選は兵曹之を主る。之を政房に摠ぶるは權臣より始まる、令典（法令）に非ざるなり。請う旧制に復せん」と。王はこの意見に従った。そして、典理判書を兼ねることを命じた。第31代恭愍王即位するや、門を閉じて凡そ12年になり、朝夕礼を尽して母を奉養した。母歿して喪に服し、王から孝子里と称され旌表された。文臣金光載の処世法は体制順応型から逃避閉門型を選択した人物へと変化し母に奉養を尽した孝行者であった。

以上、曹頤の謀逆事件に関わった人物例1の文臣權準は守義閉門型で処世した人物であったが權勢家として他人の土地を占奪兼併して富を致した人物であった。次に、人物例2の文臣韓宗愈は曹頤の乱を処理した人物でその処世法は体制順応型を選択した人物であった。次に、人物例3の文臣李凌幹は忠惠王に侍従した功で一等功臣となった人物でその処世法は体制順応型を選択した人物であった。次に、人物例4の奸臣裴佺は忠惠王妃の德寧公主に幸をえて行省理問となり時人から大悪人と称された人物でその処世法は体制順応型を選択した人物であった。終りに、人物例5の文臣金光載は曹頤の乱の後、忠惠王に従って元に行き、王の帰国後、判典校寺事にまで累遷した人物で、第31代恭愍王が即位するや閉門して凡そ12年がたった。文臣金光載の処世法は体制順応型から逃避閉門型を選択した人物へと変化し母に奉養を尽した孝行者であった。

2. 趙日新の謀逆事件

先に述べた様に1352年（恭愍王1年）の趙日新の謀逆事件に関わった人物6例についてその処世法を分析検討するが、その前に趙日新の謀逆事件について全体像をみることにする。叛逆者趙日新（?-1352年）（恭愍王1）については前述した高麗時代の「叛逆伝」研究Vで研究発表したのでその要点をあげることにする⁸⁾。

趙日新（?-1352）は恭愍王1年に右政丞となり、権力を掌握し9月に乱をおこし、10月に斬殺されている人物である。親元派の奇轍一派をのぞこうとして暴横驕恣となった。閭里の悪少を使ってのぞこうとしたが失敗して軍も使用したが八九人を斬殺しただけで終わった。王が三司左使李仁復に密命を与え

て日新を誅せんとはかり、金添寿に命じて斬殺させている。

趙日新の謀逆事件の関連史料をあげると次の様である。

史料(一) 恭愍王 1 年 9 月 29 日

趙日新、前贊成事鄭天起及び崔和尚・張升亮等ト閭里ノ惡小ヲ募リ、奇轍・奇輪・奇轅等ヲ去ラ
ンコトヲ謀リ、夜、其黨ヲ遣シテ、之ヲ分捕セシム。唯ダ轅ノミ之ニ死シ、餘ハ皆ナ逃ル。時ニ、
王、星入洞ノ離宮ニアリ。日新其黨ヲ率キテ、^{おりしも}時 御宮ヲ圍ミ、直宿判密直司事崔德林等ヲ殺ス。
衛士驚駭爲ス所ヲ知ラズ。日新曰ク、恐レルコト勿カレ、但ダ諸惡輩ヲ除クノミト。

『高麗史』卷三八世家三八恭愍王元年九月己亥・卷一一四
列傳二七李壽山・卷一三一列傳四四叛逆五趙日新・奇轍

史料(二) 恭愍王 1 年 10 月 3 日

丹陽大君 珣ノ第二移御ス。行キテ高羅里ヲ過グ。趙日新、觴ヲ馬上ニ獻ズ。時ニ日新、内外ニ
號令シ、朝臣等恟懼、噤シテ一言スル者ナシ、王密カニ前左使李仁復ニ聞キ、遂ニ日新ヲ誅除スル
ノ意ヲ決ス。翌日、行省ニ幸シ、耆老ヲ會シテ密議ス。

『高麗史』卷三八世家三八恭愍王元年十月癸卯・卷一
三一列傳四四叛逆五趙日新・卷一一二列傳二五李仁復

史料(三) 恭愍王 1 年 10 月 5 日

復タ行省ニ幸シ、金添守ニ命ジテ趙日新ヲ執ヘ、行省門外ニ之ヲ斬リ、其親黨鄭乙輔・李權・羅
英傑・高忠節・李宗・李君常・朴曦・蔡河老等二十八人ヲ囚ウ。

『高麗史』卷三八世家三八恭愍王元年十月乙巳・卷一三
一列傳四四叛逆五趙日新・卷一二二列傳三五宦者高龍普

史料(四) 恭愍王 2 年 3 月 7 日

元、宗正府斷事官哈兒章・兵部郎中剛升等ヲ遣シ來リテ、趙日新ノ黨與ノ處刑ヲ行ウ。鄭天起・
高忠節・廉伯顔帖木兒・郭允正・李君常・李龜龍ヲ斬リテ、其家ヲ籍シ、君常ノ二子ヲ流シテ、烽
卒ニ配シ、朴西磴・陳英瑞等十四人ヲ斬リ、劉廣大・羅英傑・李壽長等十七人ヲ杖ス。安震・李濟
ハ、年老イタルヲ以テ、杖ヲ免ジテ贖銅セシメ、黃順ハ、子也先帖木兒、帝ニ寵アルヲ以テ罪ヲ免
カル。其他流貶^{おのおの}各 差アリ。又タ日新ノ妻子ヲ以テ奇天麟ニ給シ、奴婢ト爲ス。

『高麗史』卷三八世家三八恭愍王二年三
月甲戌・卷一三一列傳四四叛逆五趙日新

史料(一)によれば 9 月 29 日に趙日新は夜奇轍一派をのぞかんとして捕えようとしたが轅だけが死に多
くは逃げた。日新は折しも離宮を囲み、衛士は驚駭してなすすべを知らなかった。日新は「恐レルコト
勿カレ、但ダ諸惡輩ヲ除クノミ」と云った。史料(二)では日新は内外に号令して、朝臣等は「噤シテ（口
をつぐんで）一言スル者ナシ」の状態であった。王は密議をおこなって日新を「誅除スルノ意ヲ決」し
たのであった。史料(三)によれば金添守に命じて趙日新を執えて「行省門外ニ之ヲ斬」り、其の親黨 28
人を囚えた。史料(四)によれば元から断事官哈兒章・兵部郎中剛升等が来て趙日新の党与の処刑を行っ
た。安震・李濟は年老いていたので杖を免じて贖銅ですました。日新の妻子は奇天麟に給し、「奴婢」
となしたのである。

第 31 代恭愍王の在位年代中に死去した文・武臣で 1352 年（恭愍 1 年）9 月の趙日新の謀逆事件に関
わった人物 6 例についてその処世法を検討することにする。

人物例 1 辛裔（?-1355）（?-恭愍王 4）

奸臣辛裔の本貫は靈山である。彼は忠惠王の時左正言になり、にわか^{にわか}に知申事に陞り、僉議評理にな
った人物である。趙日新の謀逆事件の時はその行動が史料に見えないが妹婿の宦官高龍晋（?-1362）
（恭愍王 11）と行動をともしていた。奸臣辛裔の略歴をみると次の様である⁹⁾。

（史料 1） 奸臣辛裔

高麗の姦臣なり。靈山の人。彼は忠惠王の朝左正言に累遷し、^{にわか}驟に知申事に陞り、僉議評理に
轉ず。元使朶赤乃住の來りて王を執るるや、裔其の妹婿宦者高龍普と謀りて暗に之を助く。時人以

爲らく龍普は元より小人なり論ずるに足らず。裔は儒者を以てして何ぞ此に至るやと。忠穆の時鷲城府院君に封ぜらる。裔龍普の勢に倚りて事を用い、多く横虐を行えり。恭愍王四年歿す。

趙日新の乱時、辛裔の処世法は不明であるが、宦官高龍晋の伝記には「逃れて死を免がれしが、遂に僧となりて伽倻山海印寺に居る。後恭愍王御史中丞鄭之祥を遣りて之を斬る」とある。龍晋の処世法は逃避断罪型の人物といえよう。奸臣辛裔は体制順応型を選択した人物であったと考えられる。

人物例2 洪鐸 (?-1356) (?-恭愍王5)

文臣洪鐸の本貫は唐城(南陽)である。彼は趙日新の妻父のため連座した人物である。また、忠惠王の妃和妃の父でもあった。趙日新の乱の時、どう対処したのか、その略歴と処世法は凡そ次の様である¹⁰⁾。

(史料2) 文臣洪鐸

江寧君誦の子。彼は高麗忠惠王の妃和妃の父なり。官慶尙道鎮邊使等を歴、恭愍王の初、趙日新の亂に坐して檜原縣令(慶尙道)に貶さる。日新の妻父たるを以てなり。

文臣洪鐸は趙日新の妻父のため檜原縣令に官位をさげられ日新の乱に関係あるものとして連座された人物である。文臣洪鐸の処世法は趙日新の乱に関連した連座型の人物といえよう。

人物例3 洪義の妻

武臣洪義の本貫は南陽である。その妻は「史其姓を失す」とあり不明である。烈女洪義の妻については先に、「高麗時代の『烈女伝』と『方技伝』研究—立伝人物の分析—」で研究発表したものでその要点をあげることにする¹¹⁾。趙日新の乱の時、夫洪義は上護軍(正3品の武官)であった。義は乱軍により家で殺害されそうになった。妻は夫におおいかぶさり夫は死なずにすんだ。洪義の妻は夫をかばってたすけた烈女である。その夫婦の略歴は大凡、次の様である。

(史料3) 武臣洪義の妻

烈女なり。史其姓を失す。高麗恭愍王の朝、義上護軍と爲る。趙日新亂を作し人を遣りて義を其の家に害せしむ。劔を抜て將に義を斬らんとす。妻遽に身を以て之を蔽い、號叫(泣)して攀援(上におおいかぶさる)し、挺刃(やいば)交も加わり、面目支節多く折傷し、幾んど死す。義死せざるを得るに至る。

趙日新の乱の時、上護軍であった夫洪義は乱軍の兵士によって殺害されようとした。その時、妻は夫におおいかぶさり身代りとなり、夫の命をすくった烈女である。趙日新の乱に対する処世法は烈女型の人物と云えよう。夫はその後、密直使(従2品)となっている。

人物例4 安震 (?-1360) (?-恭愍王9)

文臣安震の本貫は順興である。彼は1313年(忠肅王即位年)科擧に及第している。1318年には元の制科に合格して帰国し芸文応教に任命されている。忠穆王の時、密直副使となり安山君に封ぜられている。趙日新の乱の時、老を以て免罪され贖銅を徴せられていた人物である。尚、『高麗史節要』卷六獻宗元年九月の詔に権姦謀乱の事が発覚し獄囚される時冤獄(ぬれぎぬの場合)は贖銅により「内外諸小罪皆許免除」とある命令に従ったものであろう¹²⁾。その略歴と処世法は『高麗史』によると概ね次の様である。

(史料4) 文臣安震

高麗忠穆王の朝、密直副使と爲り安山君に封ぜらる。恭愍王の初、趙日新亂を作すや、劫かされて之に與り、日新誅に伏すや老を以て其の罪を免されしが贖銅を徴せらる。後ち政堂文學と爲り、九年卒す。

趙日新の乱の時、おびやかされて参与し、日新が誅に伏すや文臣安震は老を以て罪を免がれて贖銅を徴せられていた人物である。趙日新の乱に対する処世法は強迫連座贖銅型の人物といえよう。

人物例5 李齊賢（1287-1367）（忠烈王13- 恭愍王16）

文臣・学者李齊賢の本貫は慶州である。彼は15歳で成均試に魁第（一等合格）し、以後、科挙の丙科（甲・乙・丙の三科の一つ）に合格した。元との外交折衝で重要な役割を果たした人物である。恭愍王が元に在って位につくや右政丞になった。当時、元従功臣趙日新が上官として居るのをきらって上表して辞職した人物である。日新乱をおこすに及び辞位を以て禍を免がれた人物でもある。その略歴と処世法は凡そ次の様である¹³⁾。

（史料5）文臣・学者李齊賢

字は仲思。初名之公。益齋と號す。慶州の人。檢校政丞瑱の子。幼より疑然（すぐれているさま）として成人の如し。高麗忠烈王二十七年、十五にして成均試に魁第し、又丙科に中る。三十四年選まれて藝文春秋館に入り、成均樂正に累遷し、忠宣王に召されて燕邸に到り、當時の名士姚燧・閻復・趙孟頫等に從い遊び、學益進む。成均祭酒に累遷し、使を西蜀に奉じ、到る所の題詠人口に膾炙（もてはやされる）す。忠宣王江南に降香するや、齊賢權漢功と共に之に從う。知密直司事に遷る。柳清臣・吳潛等上書して本國に省を立て、以て中朝の諸路と等うせんことを請う。齊賢都堂に上書して高麗四百年の業、之が爲に廢絶せんことを哀訴し、其の議遂に寝む。忠宣西蕃に流さるるや往て之に謁し、道中謳吟する所忠憤藹然（さかんさま）たり。密直司事に進み、僉議評理政堂文學に陞り、三司使に移る。忠肅王薨じ、政丞曹頤亂を構え尋で敗るるや、其の黨の燕都に在る者猶お多く、人心頗る恟々（おそれさわぐ）たり。齊賢奮て忠惠王に從いて元に至り辨析（理非をはっきりさせる）宜しきを得たり。然れども群小猶お煽惑して止まず。齊賢仍て屏居して出でず。『櫟翁稗說』を著す。忠穆王即位に及び、鷄林府院君に進封せらる。恭愍王元に在りて位に即くや右政丞を拜し、征東省事を權署（臨時の職務をすること）す。元従功臣趙日新其の己の上に居るを忌む。齊賢之を知りて上表して職を辭す。日新亂を作すに及び、辭位を以て禍を免かるるを得たり。後ち起ちて右政丞となるもの再び改めて門下侍中を授けられ、六年致仕す。命を受けて實録を其家に修し、史官及び三館皆會す。又命を受けて宗廟昭穆の次を定む。十六年卒す。年八十一、文忠と謚せらる。性厚重輔くるに學問を以てし、其の議論に發し之を事業に措くもの俱に觀るべし。平生未だ嘗て疾言遽色せず、又穢語に及ばず。晩年閑居し、客に對して置酒し、古今を商榷（ひきくらべる）して疊々（熱心につとめるさま）として倦まず。後ち恭愍の廟廷に配享らる。著わす所の『亂藁』十卷世に行わる。

文臣・学者・政治家李齊賢は日新の乱後、右政丞となり門下侍中を授けられ、6年に致仕した人物である。立省の上書を哀訴廃絶させている点は注目されよう。文臣・学者・政治家李齊賢の処世法は辞位逃避型から再起復職型を選択した人物といえよう。

人物例6 李仁復（1308-1374）（忠烈王34- 恭愍王23）

文臣李仁復の本貫は星州である。文臣李仁復については前述した高麗恭愍王の研究Ⅰで検討したのでそれをまとめることにする。李仁復の伝記に見える趙日新の乱関係の記事は次の様である。

（史料6）文臣・李仁復

恭愍王の初、趙日新亂を作し、中外に號令す。朝臣恟懼（恐れる）し、噤んで一言なし。王密に仁復を召して曰く、事已に此に至る、何んすれば則ち可なるかと。對えて曰く、人臣亂を倡う、固と常刑あり。況や今天朝堂々、法令彰明なり。若し其れ猶豫すれば、臣恐る累上に及ばんをと。王意を決して日新を誅す。王素と仁復を重んず。是の對に及んで益之を重んじ、遂に政堂文學兼監察大夫に拜し、星山君に封ず。參知中書政事に轉じ、判開城府事僉議評理を歴て贊成事に進み、功臣の號を賜わる。

恭愍王の初め趙日新の乱がおこった。その乱について朝臣はつぐんで一言も云わなかった。王は密か

に仁復を召して云った。「事已に此に至る。何んすれば可なるか」と。対えて云う。「人臣乱を倡う。固と常刑あり。況や今天朝堂々、法令彰明なり。若し其れ猶豫すれば、臣恐る累上に及ばんを」と。そこで、王は意を決して趙日新を誅したのであった。処世法は体制順応型を選択した人物といえよう。

以上、趙日新の謀逆事件に関わった人物例1の奸臣辛裔は妹婿の宦官高龍晋と行動をともにしていたと考えられ逃避していたと思われる。尚、龍晋は逃れて僧となつて伽倻山に居たが恭愍王の命により斬られている。龍晋の処世法は逃避断罪型を選択した人物といえよう。奸臣辛裔は逃避型の人物といえよう。次に、人物例2の文臣洪鐸は趙日新の妻父のため連座した人物であった。また忠恵王の妃和妃の父でもあった。彼は評理（従2品）として慶尚道鎮辺使となり、また、聖節使として元へも行ったが1352年（恭愍王1）に乱がおこったが、忠恵王の妃和妃の父であったためか、県令に官位をさげられ日新の乱に連座した人物で連座型の人物といえよう。次に、人物例3の武臣洪義の妻は夫をかばってたすけた烈女であった。烈女型の人物である。次に、人物例4の文臣安震は趙日新の乱の時、老を以て免罪され贖銅を徴せられた人物であった。趙日新の乱に対する処世法は強迫連座贖銅型の人物といえよう。次に、人物例5の文臣・学者・政治家の李齊賢は日新の乱がおこると辞位を以て禍を免がれた人物である。乱後、右政丞となり門下侍中を授けられ、6年に致仕した人物である。その処世法は辞位逃避型から再起復職型へと変身した人物といえよう。終りに、人物例6の文臣李仁復は趙日新の乱にどう対処するか王と密議して「固と常刑あり」として放置すれば「累上に及ばん」として、王は趙日新を誅することを決定したのであった。文臣李仁復は趙日新の乱に対しての処世法は体制順応型の人物といえよう。

3. 紅巾の賊侵寇

高麗末元軍に追われた紅巾の賊の侵寇は恭愍王8年（1359年）と10年（1361年）の2回である。第1回は4万の兵力で西京（平壤）を占領。高麗軍は反撃して西京から追いはらい、紅巾の賊は数百名が逃げかえたのみといわれる。第2回は10万の兵力で侵寇し、開城を一時占領された。恭愍王と廷臣たちは福州（慶北安東）まで避難し、その後、高麗側の反撃で撃退された。この戦いで後に、武臣階級が活躍する端緒となったのは注目すべきことで武臣李成桂の活躍へとつながって行くのである。

紅巾の賊侵寇の関連史料をあげると次の様である。第一回の侵寇史料の主なもの次の様である。

史料(一) 恭愍王8年3月26日

靜州副使朱永世・全羅道萬戶姜仲祥來謁ス。王怒リテ曰ク、今國家多難、西ハ紅賊ヲ憂イ、東ハ倭寇ヲ患ウ。沿邊ノ民、寧居スルヲ獲ズ。若等何ゾ敢ヘテ擅マニ所管ヲ離ルルカト。即チ獄ニ下ス。『高麗史』卷三九世家三
九恭愍王七年三月甲子

史料(二) 恭愍王9年12月8日

紅賊ノ魁僞平章毛居敬、衆四萬ト號シ、鴨綠江ヲ氷渡シテ義州ヲ陷レ、副使朱永世及ビ州民千餘人ヲ殺ス。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王八年
十二月丁卯・卷一一三列傳二六安祐

史料(三) 恭愍王9年12月28・29日

紅賊、西京ヲ陷ル。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王八年十二
月丁亥・卷一一三列傳二六安祐・鄭世雲

戶部尙書朱思忠ヲ紅賊ノ營ニ遣シ、細布・鞍轡・酒肉ヲ齎ラシテ賊帥ニ遺リ、仍リテ其虛實ヲ覘ハシム。『高麗史』卷三九世家三
九恭愍王八年十二月戊子

史料(四) 恭愍王10年2月16日

李芳實一千騎ヲ以テ賊ヲ追イテ延州江ニ至ル。安祐・金得培・金於珍モ、亦タ繼キテ來リ會ス。賊窘窮シテ延州江ヲ氷渡シ、陷リテ死スル者數千、岸ニ登リテ隊ヲ作シ抗拒ノ狀ヲナス。我が軍窮寇ノ死戦スルヲ疑イテ追ハズ。是夜賊遁ル。安・鐵數州ノ間、賊ノ飢困シテ死スル者相枕ス。芳實

等追イテ古宣州ニ至リ、數百ヲ殺ス。賊死戦ス。芳實、人馬困憊セルヲ以テ兵ヲ斂ム。餘賊三百餘、一日一夜ニシテ義州ニ至リ、鴨綠江ヲ渡リテ走ル。芳實・祐等之ヲ追イシガ及バズシテ還ル。

『高麗史』卷三九世家三九恭愍王九年二月癸酉・卷一一三列傳二六安祐

史料(一)によれば8年3月26日に静州副使朱永世と全羅道萬戸姜仲祥が來謁した。その時王は怒って今は国家多難で「西ハ紅賊ヲ憂イ、東ハ倭寇ヲ患ウ。沿辺ノ民、寧居スルヲ獲ズ」と云ってどうしてほしいままに所管を離れるのかと問い詰め二人を獄に下していることが判明する。史料(二)によれば9年12月8日に紅賊魁偽平章毛居敬は衆四万と号して鴨綠江を氷渡して義州をおとしいれ、副使朱永世及び州民千余人を殺していることが判明する。史料(三)によれば28日に紅賊は西京（平壤）をおとしている。29日には戸部尚書朱思忠が紅賊の營に食酒をとどけて其の虚実（賊の様子）をうかがっていることが判明する。史料(四)によれば李芳実は一千騎を以て賊を追い延州江に至っている。その後、戦い余賊三百余は一日一夜にして義州に至り、鴨綠江を渡って走って行った。芳実等は追跡したがおよぼす還ったことが判明する。

次に第二回の侵寇史料の主なものは次の様である。

史料(一) 恭愍王10年10月19日

紅賊、偽平章潘誠・沙劉二關先生・朱元帥破頭潘等、衆十餘萬ヲ率キテ鴨綠江ヲ渡リ、朔州平安北道朔州郡ニ寇ス。樞密院副使李芳實ヲ以テ西北面都指揮使ト爲シ、同知樞密院事李餘慶ヲ遣シ平安南道慈悲嶺ニ柵ス。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王十年十月丁酉・卷一一三列傳二六安祐

史料(二) 恭愍王10年11月3日

安祐・李芳實、指揮使金景碑ト各麾下ノ兵ヲ帥キテ、賊ヲ价・延・博等ノ諸州ニ撃チ、連戦之ヲ破リ、三百餘級ヲ斬ル。王、祐ヲ以テ都元帥ト爲シ、閩外（都城の外）ノ事ハ一ニソノ制ニ從ハシム。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王十年十一月庚戌・卷一一三列傳二六安祐

史料(三) 恭愍王10年11月14日

李成桂、賊王元帥以下百餘級ヲ斬リ、一人ヲ擒ニシテ之ヲ獻ズ。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王十年十一月辛酉

史料(四) 恭愍王10年11月24日

雨雪アリ。駕、利川縣ニ次ス。御衣濕凍シ、薪ヲ燎キテ自ラ温ム。是日、賊、京城ヲ陷レ、留屯スルコト數月、牛馬ヲ殺シ、皮ヲ張りテ城ト爲シ、水ヲ灌ギテ氷ト爲シ、人、縁上スルヲ得ズ。又夕男女ヲ屠炙（殺して火あぶりにする）シ、或ハ孕婦ノ乳ヲ燻リテ食ト爲シ、以テ殘虐ヲ恣マニス。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王十年十一月辛未

史料(五) 恭愍王10年12月15日

王、福州慶尚北道安東ニ至ル。鄭世雲ヲ摠兵官ト爲シ、教書ヲ賜イテ之ヲ遣シ、諸軍ヲ督セシム。『高麗史』卷三九世家三九恭愍王十年十二月壬辰・卷一一三列傳二六安祐・鄭世雲

史料(六) 恭愍王11年正月18日

味爽（夜あけがた）、權信數十騎ヲ率キテ突入シ、鼓譟奮撃、賊衆ノ驚駭スルニ乗ジ、諸將四面ヨリ急ニ撃ツ。李成桂先登タリ。遂ニ大イニ之ヲ破リ、賊魁沙劉二關先生等ヲ斬ル。賊徒自ラ相踏藉シ、きょうし僵尸（たおれた死体）滿城、斬首十餘萬、元帝ノ玉璽・金寶・金銀銅印・兵仗等ノ物ヲ獲タリ。餘黨破頭潘等遁走シ、鴨綠江ヲ渡リテ去リ、賊遂ニ平グ。『高麗史』卷四〇世家四〇恭愍王十一年正月乙丑・卷一一三列傳二六安祐

史料(一)によれば第2回の紅巾の賊の高麗侵寇は衆十余万を率いて鴨綠江を渡って平安北道の朔州に入寇した。高麗側は樞密院副使李芳実を以て西北面都指揮使となし、同知樞密院事李餘慶を遣して慈悲嶺（慈悲嶺）に柵壘を作って防衛した。史料(二)によれば安祐等は大いに紅賊を破り連戦して三百余級を斬った。王は祐を都元帥としたことが判明。史料(三)によれば李成桂は紅賊を破り賊王元帥以下百餘級を斬って一人をとらえて獻じていたことが判明。史料(四)によると紅賊は京城をおとしいれ留屯すること数ヶ

月。残虐をほしいままにしたことが判明。史料(五)によれば王は都を出て福州（慶北安東）に至り、鄭世雲を總兵官として諸軍を督していたことが判明。史料(六)によると李成桂が先登し、大いに紅賊を破り、賊魁沙劉二関先生等を斬り、「斬首十余万、元帝ノ玉璽・金寶・金銀銅印・兵仗等ノ物ヲ獲タリ」とあり、余党は鴨緑江を渡って去っていったことが判明。以上のとおり賊はついに平定されたのであった。

第31代恭愍王の在位年代中に死去した文・武臣で恭愍王8年と10年の2回の紅巾の賊侵寇に関わった人物4例についてその処世法を検討することにする。

人物例1 李承慶（?-1360）（?-恭愍王9）

名臣李承慶の本貫は京山である。彼は元朝に仕えて御史となり、遼陽省参政に累遷した人物である。1357年（恭愍王6）母の喪にあたり帰国した。元から再び召されたが赴かなかった。紅巾の賊侵寇の時、どう対処したのか、その略歴と処世法は大概次の様である¹⁴⁾。

（史料1）名臣李承慶

蒙古名を帖木不花と云う。高麗の政堂文學兆年の姪なり。入りて元朝に仕え、御史と爲り、諸路を廉訪し、斷決に能きを以て聞え、遼陽省参政に累遷す。恭愍王六年母の喪に奔りて東還す。明年元遼陽省事塔海帖木兒を遣りて之を召せしが赴かず。王拜して門下侍郎平章事と爲す。八年紅賊邊を陥れ、都元帥李昺怯懦（おくびょうでいくじなし）軍事を能くせず。承慶を遣りて之に代え、諸軍を督せしむ。九年承慶生陽驛に在り。諸將戮力（協力して）賊を撃たざるを以て憤惋（いきどおりなげく）して食わず。遂に疾を得て家に還り事を視ず。王諸宰相に對して其の忠義を賞稱して置かず、忠勤勁節協謀威遠功臣の號を賜う。尋で卒す。

恭愍王8年紅賊は辺境をおとし入れたが都元帥李昺はおくびょうで軍事をよくせず、王は承慶を遣り李昺にかえて諸軍を督せしめた。九年承慶は生陽驛（平安道中和郡西二里）にいた。諸將は協力せず賊をうたなかつたのでいきどおりなげいて食せず、ついに、疾を得て家に帰ってしまった人物である。紅巾の賊に対する処世法は諸將討伐不協力に対する憤惋逃避型を選択した人物といえよう。王は承慶の忠義を賞稱して忠勤勁節協謀威遠功臣の号を与えていた。

人物例2 李昺（1297-1364）（忠烈王23- 恭愍王13）

文臣李昺の本貫は固城である。彼は小児の時より凡兒と異っていた。1313年（忠宣王5）に文科に合格しており、忠肅王は其の才を愛して王の符印を司どらして秘書校勘から都官正郎に累遷した人物である。紅巾の賊が高麗に侵寇の時、どのように対処したのか、その略歴と処世法は大概次の様である¹⁵⁾。

（史料2）文臣李昺

字は古雲。初名君佻。高麗の判密直司事尊庇の孫なり。髻亂（小児）より凡兒に異なり。忠宣王の時、年十七にして登第す。忠肅王其才を愛し、命じて符印を典らしめ、秘書校勘に除し、都官正郎に累遷す。忠惠王の初、密直代言兼監察執義に擢んず。忠肅王復位し、昺が忠惠王の嬖幸たるを以て海島に杖流す。忠惠王位に復するに及び、知申事を授けられ、政堂文學僉議評理に進む。忠穆王即位の時、贊成事を拜し、提學鄭思度と共に政房を提調（とりしまる）す。忠穆王薨じ忠定王位を嗣ぐに及び、命ぜられて國務を聽斷し、贊成事に除し、右政丞を拜す。恭愍王の初、鐵原君に封ぜられ、骸骨を乞いて（辞職）守門下侍中と爲る。紅賊入寇するや、昺西北面都元帥と爲り、怯懦（おくびょう）戦う能わず。平章事李承慶と代えられ、王に従いて南行す。賊平ぎ扈從（隨從する）の功を一等に録せられ、鐵原府院君に封じ、功臣の號を賜わる。十三年卒す。年六十八。文貞と謚せらる。

文臣李昺は紅賊が高麗に入寇するや、西北面都元帥となったがおくびょうで戦わず、平章事李承慶と代えられ、王に従って南行した。賊は平定され王に隨從の功で一等功臣に録され、鐵原府院君に封じら

れた人物である。怯懦不戦型から体制順応型へと処世法を変化させた人物である。

人物例3 元松寿（1324-1366）（忠肅王11-恭愍王15）

文臣元松寿の本貫は原州である。彼は1339年（忠肅王復位8）国子監試に合格し、ついで、文科に合格し春秋修撰になった人物である。紅巾の賊が高麗に侵寇の時、どのように対処したか、その略歴と処世法は凡そ次の様である¹⁶⁾。

（史料3） 文臣元松寿

高麗の僉議評理善之の子。登第して春秋修撰に補せらる。（中略）十年王紅賊を避けて南狩（天子が南方に難をさけること）す。松壽扈從し、賊平ぐの後、功を一等に策せらる。松壽機務を典ること八年、憂懼（うれえおそれる）を懐き、頻に代わらんことを乞い、遂に李岡を擧げて以て代る。簽書密直司事に除し、功臣の號を賜わる。十四年政堂文學を拜し、未だ幾くもなく辛屯に忤いて罷む。翌年屯益事を用ゆ（権力を握って自由にふるまう）。憂患疾を成して卒す。年四十三。宰相の器有り、國人之を惜む。王有司に命じて之を葬らしめ、等を加え、文定と諡す。

恭愍王10年に王は紅賊の難をさけて都から福州（安東）に移る。文臣松寿は随行して賊が平定された後、一等功臣に冊封された。14年になると政堂文學を拜し、辛屯にさからって辞職してしまった。その後、疾により卒した人物である。処世法は体制順応型から辛屯に対する忤罷型へと変化した人物である。

人物例4 安遇慶（?-1372）（?-恭愍王21）

武臣安遇慶は「世系履歴を詳にせず」といわれた人物である。彼は紅賊を撃走させ、京都を収復させ、功を一等に録されている。紅賊の高麗侵寇時、どのように対処したのか、その略歴と処世法は凡そ次の様である¹⁷⁾。

（史料4） 武臣安遇慶

世系履歴を詳にせず。高麗恭愍王八年安祐等に從いて紅賊を撃走（敗走させる）し、後又祐等と京都を収復し、俱に功を一等に録せられ、又興王の賊を討ちて亦功を一等に録せらる。元徳興君を立てて王と爲し高麗に納れんとす。遇慶時に贊成事を以て都指揮使と爲り、義州に屯して之を防ぐ。初め遇慶兵馬使金之瑞等をして要害を分守し、宋芬碩をして義州の弓庫門を守らしめ、候騎（斥候の騎士）を遣りて鴨綠江邊を候わしむ。夜半賊至るを報ず。遇慶人を遣りて急を都巡察使李龜壽・都兵馬使洪瑄等に告ぐ。黎明賊江を渡り弓庫門を圍む。遇慶官屬七十餘騎を將いて往て之と戦い七戦して之を卻く。然れども衆寡敵せず退て門に入る。龜壽・瑄等報に接し、賊大に至ると意わず、各僅に十餘騎を將いて至る。遂に大敗し、走りて安州を保つ。此において賊入りて宣州に據る。王贊成事崔瑩に命じて都巡慰使と爲し、又李成桂に命じて東北面より精騎一千を率いて之に赴かしめ、軍威復た振り、遂に敵兵を鴨綠江外に驅逐せり。又海寇を防ぎて功有り、功臣の號を賜わる。後ち吳仁澤等と辛屯を除かんと欲し、事洩れて南原に杖流せられ、屯誅せらるるに及び、復た召されて贊成事と爲る。出て西京都萬戸と爲り、安州上萬戸李珣と往て北元の五老山城を撃ちて之に克ち、元の樞密院副使哈刺不花を虜にして還る。二十一年卒す。

武臣安遇慶は恭愍王8年安祐等に從い高麗に侵入した紅賊を撃って敗走させた。また祐等と京都を収復し、俱に一等功臣に録されていた人物である。紅賊は鴨綠江をこえて義州の弓庫門を囲んだ。遇慶等は七戦して紅賊をしりぞかせた。しかし、「衆寡敵せず」少人数と多人数とでは、とても勝負にならずしだいに大敗し紅賊は宣州までせまった。王は李成桂に命じて東北面より精騎一千を率いて戦い遂に敵兵を鴨綠江外に驅逐したのである。その後、吳仁澤等と辛屯を除かんとし事もれて南原に杖流せられた。屯が誅せられた後、復た召されて贊成事となった人物である。後に、評理までなった。処世法は紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型へと変化した人物であった。

以上、紅巾の賊侵寇時に関わった人物例1の名臣李承慶の処世法は諸將討伐不協力に対する憤慨逃避型の人物といえよう。しかし、王は忠義を賞賛して功臣の号を与えていた。人物例2の李崑は西北面都元帥となったがおくびょうで戦わず、平章李承慶に代えられた。李崑は王に従って南行し紅賊が平定された後に、一等功臣に録されていた。怯懦不戦型から体制順応型へと処世法を変化させた人物であった。人物例3の文臣元松寿は恭愍王10年に紅賊の難をさけて都を出て王が福州に移った時、随行し、後に一等功臣に冊封されている。その後、14年になると辛旽にさからって政堂文学を辞してしまった。その処世法は体制順応型から辛旽に対する忤罷型へと変化した人物であった。人物例4の武臣安遇慶の処世法は紅賊撃退型から辛旽誅殺後復職型へと変化した人物であったことが判明した。

4. 辛旽の兇謀事件

高麗末の僧で母は桂城県玉泉寺の寺婢で名は遍照、武臣金元命の助力で王宮に出入し、王にまみえ信任を得て1366年王の師傅となつて辛旽と改名した。叛逆者辛旽(?-1371年)については先に「高麗時代の『叛逆伝』研究VI—辛旽(Sin Ton?-1371年)の場合—」で研究発表したのでその要点をあげると次の諸点である¹⁸⁾。

1点は妖僧遍照は武臣金元命の紹介により王宮に出入し恭愍王に見えて信寵をえて師傅辛旽の誕生となった経緯を述べた。

2点は世祿の旧臣追放と田民辨正都監設置の経緯を述べ土地兼併と賤隷民の良民への解放政策について考察した。

3点は辛旽の凌僭(わがままなこと)不法について李存吾の糾弾抗疏について検討した。

4点はや王殺害計画の失敗にいたり水原に流され殺された経緯について考察した。

5点はや結びとして、辛旽の子といわれる辛禍王の誕生について述べ、妖僧辛旽の評価をまとめた。

辛旽の兇謀事件の関連史料は先に発表した論考にあるのでここでは何故一介の僧が政治家になれたのか、恭愍王の考え方の真意を検討することにする。

史料(一) 恭愍王15年12月24日

辛旽ヲ以テ守正履順論道變理保世功臣壁上三韓三重大匡領都僉議使司事判監察司事鷲城府院君提調僧録司事兼判書雲觀事ト爲ス。旽ハ即チ遍照ナリ。王、在位日久シク、宰相多ク意ニ稱ハズ。嘗テ謂ヘラク、世臣大族ハ、親黨根連シテ、互ニ掩蔽(おおいかくす)ヲナシ、草野ノ新進ハ、矯情飾行シテ、以テ名望ヲ取り、其貴顯ニ及ビテハ、自ラ門地ノ單寒ヲ恥ジテ、大族ニ連姻シ、盡ク其初ヲ棄ツ。儒生ハ儒ニシテ剛ヲ少ク、又タ門生座主同年ノ號アリテ、黨比徇情ス。三者皆ナ用ウルニ足ラズト。離世獨立ノ人ヲ得テ、以テ因循ノ弊ヲ革メンコトヲ思ウヤ久シ。旽ヲ見ルニ及ビ以爲ヘラク、得道寡欲、且ツ賤微ニ出デ、更ニ親比ナシ、之ニ大事ヲ任ズレバ、必ズ徑行シテ顧籍スルトコロナケント。故ニ髡緇(僧侶)ヨリ抜キテ、授クルニ國政ヲ以テシテ、疑ワザルナリ。王、旽ニ行ヲ屈シテ、世事ヲ救ワンコトヲ請ウ、旽、陽ワリ肯ンゼズ、以テ王ノ意ヲ堅ム。王之ヲ強ウ。旽曰ク、嘗テ聞ク、國王大臣、多ク讒聞ヲ信ズト。慎ミテ此ノ如クスル母クンバ、乃チ世間ヲ福利スベキナリト。王乃チ盟辭ヲ手寫シテ曰ウ、師、我ヲ救ヘ、我レ師ヲ救ワン、死生之ヲ以テシ、人言ニ惑ウナシ。佛天證明アレト。『高麗史』卷四一家四一恭愍王十四年十一月丁丑・卷一三二列傳四五叛逆六辛旽

王は辛旽を領都僉議使司事となしている。辛旽を採用した理由として次の様に云う。

離世獨立の人を得て、以て因循の弊を革めんことを思うや久し。旽を見るに及び以爲えらく、得道寡欲、且つ賤微に出で、更に親比(人としたしむこと)なし。之に大事を任ずれば、必ず徑行(思ったことをそのまま行動にうつす)して顧籍(気かけおしむ)するところなけんと。故に髡緇より抜きて、授くるに國政を以てして、疑わざるなりと。

王は宰相の多くは意にそわず、世臣大族は親党根連している。草野の新進は名望を取り大族と連姻する。儒生は門生座主同年の号ありて党比^{しゆん} 徇情（徒党を組み私情にとらわれる）して三者は皆用いるに足りない人々であるとみていた。それ故、恭愍王は得道寡欲、賤微出身、親比無き僧侶即ち「離世独立の人」の辛旽に国政をまかせる気になったのである。しかし、急激な改革の失敗により反発をまねき、その上、王殺害計画の失敗等により水原に流され殺害されたのであった。

1365年（恭愍王14）の辛旽の兇謀事件に関わった人物3例についてその処世法を検討することにする。

人物例1 李公遂（1308-1366）（忠烈王34- 恭愍王15）

文臣李公遂の本貫は益山である。彼は1340年（忠惠王復位1）監察糾正を以て文科に合格し典儀注簿を授かりその後、典校副令に累遷した人物である。恭愍王の時僉議評理となり賛成事に進み、行省都事を授かり、辞して益山府院君に封じられている。紅巾の賊の高麗侵寇時の行動は不明であるが、平定されて、復た賛成事を拜している。

辛旽の兇謀事件の時、どう対処したのか、その略歴と処世法は大略次の様である¹⁹⁾。

（史料1）文臣李公遂

益州の人。讞部典書行儉の孫なり。監察糾正を以て魁科に擢で、典儀注簿を授かり典校副令に累遷す。高麗忠穆王の朝、知申事監察大夫を歴、恭愍王の時僉議評理を拜し、賛成事に進み、行省都事を授かり、辞して益山府院君に封ぜらる。紅賊平ぎ、復た賛成事を拜し、分司の百官を領して留守す。京都甫めて兵亂を歴、庶事草創たり、公遂心を盡して區畫し、朝に廢政無し。（中略）辛旽國政を乗り、公遂の名望を忌む。公遂亦盛満（勢力がさかんで、欠けたところがない）を以て自ら戒め、門を杜じて出でず。未だ嘗て一日も廟堂に坐して事を行わず。時人頗る之を遺憾とす。旽竟に公遂を罷む。益山府院君に封ぜられ、十五年卒す。年五十九。文忠と謚せらる。

辛旽が国政をとり権勢をにぎると公遂の名望を忌むようになった。公遂もまた自ら戒めて、門を杜じて出なかつた。一日も廟堂に出て坐して事を行わなかつたので時人は頗るこれを遺憾とした。旽はついに公遂をやめさせてしまった。公遂は益山府院君に封ぜられ、その処世法は閉門逃避型を選択した人物といえよう。

人物例2 李存吾（1341-1371）（忠惠王復位2- 恭愍王20）

文臣李存吾の本貫は慶州である。李存吾については先に研究発表した辛旽の論考において史料をあげて検討した。存吾の上疏を王は代言權仲和をしてこれを読ませたが、半に至らず、大怒して命じて上疏文を焚かしめている。存吾は旽に対して「老僧何ぞ無礼此の如くなるを得んや」と。旽は「惶駭（おそれおどろく）覚えず床を下る」と伝えている。旽は必ず存吾を殺さんと欲した。その後、存吾は正言（司諫院の正六品職）から長沙監務に左遷されている。年三十一。存吾没後三月にして旽は誅されている。

さて、辛旽と李存吾はどのように対決したのか。その伝記から重要部分の一部は前述したが、その大略をあげると次の様である²⁰⁾。

（史料2）文臣李存吾

遂に上疏して旽の凌僭僑慢を痛論す。王代言權仲和をして之を讀ましめ、讀んで半に至らず、大怒して遽に命じて之を焚かしめ、樞・存吾を召して面責（面と向かって責める）す。時に旽王と對床す。存吾旽を目して之を叱して曰く、老僧何ぞ無禮此の如くなるを得んやと。旽惶駭覺えず床を下る。王愈怒りて巡軍の獄に下し、賛成事李春富・密直李穡等をして之を鞠（尋問）せしめ、乃ち左右に言て曰く、予は存吾の怒目を畏ると。春富等存吾に問て曰く、爾乳臭の童子何ぞ能く自ら知らん、必ず老狐の陰嚇（扇動）する者有らん、其れ隠す無かれと。對えて曰く、童子の無知を以

てせずして之を言官に置く、豈に言わずして以て國家に負かんやと。時に存吾年二十五。咄必ず之を殺さんと欲す。

さて、その後、王は存吾を巡軍の獄に下して尋問させている。賛成事李春富等は存吾に問い次の様にいった。お前の背後には必ず「老狐」の扇動する者がいるだろうから隠すなかれと。存吾は答えて云った。諫官の私が言わなければ國家に背くことになると。密直李穡は春富に云った。二人（存吾と鄭樞）はくるって道理にはずれているので本来は罪すべきであるが今、諫官を殺せば、悪声が遠く伝播するであろうから王に殺す勿れと申し上げたと。春富等はその通りだと思った。このようにして、存吾は殺害を免れて正言から長沙監務に左遷されたのであった。文臣李存吾の処世法は糾弾対立型の人物といえよう。

人物例3 安遇慶 (?-1372) (?-恭愍王21)

武臣安遇慶については3. 紅巾の賊侵寇の人物例4でとりあげてその略歴と処世法を検討したが、辛屯に関わった人物でもあった。

前述の略歴の記述に「後ち呉仁澤等と辛屯を除かんと欲し、事洩れて南原に杖流せられ、咄誅せらるるに及び、復た召されて賛成事と爲る」とある。

武臣安遇慶の処世法は辛屯誅殺後復職型の人物といえよう。武臣安遇慶は紅巾の賊と辛屯の兇謀事件の両方に遭遇した人物で紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型へと処世法が変化した人物であった。

以上、辛屯の兇謀事件に関わった人物例1の文臣李公遂は閉門逃避型の処世法を選択した人物といえよう。人物例2の文臣李存吾は糾弾対立型の処世法を選択した人物といえる。人物例3の武臣安遇慶は紅巾の賊と辛屯の兇謀事件の両方に遭遇した人物で紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型へとその処世法が変化した人物であったことが判明した。

結 び

高麗第31代恭愍王（在位1352-74年）は反元国権回復運動を開始した王として有名な人物である。その在位年代に死去した文・武臣で謀逆事件や紅巾の賊の高麗侵寇に関わった人物16名（内1名は二つに遭遇）についてその処世法・処世術を分析してその生き方を解明検討した。

(1)曹頤の謀逆事件に関わった人物5例については1. 文臣權準は守義閉門型の人物であり、2. 文臣韓宗愈は体制順応型の人物であった。3. 文臣李凌幹は体制順応型の人物と云えよう。4. 奸臣裴佺は同じくその処世法は体制順応型の人物であり、5. 文臣金光載は体制順応型から逃避閉門型へとその処世法が変化している人物であった。以上、文・武臣の処世法の型は守義閉門型1件、体制順応型3件、体制順応型から逃避閉門型へ変化1件等合計5件であった。

次に、(2)趙日新の謀逆事件に関わった人物6例については1. 奸臣辛裔は体制順応型と考えられ、行動をともにしていた宦官の高龍晋は逃避断罪型の人物であった。2. 文臣洪鐸は趙日新の妻父のためによる乱の連座型の人物である。3. 武臣洪義の妻は夫をたすけた烈女型の人物である。4. 文臣安震は老を以て罪を免がれ贖銅を徴された人物で強迫連座贖銅型の人物と云えよう。5. 文臣・学者李齊賢は辞位逃避型から再起復職型となった人物である。6. 文臣李仁復は体制順応型の人物である。以上、体制順応型、逃避断罪型、連座型、烈女型、強迫連座贖銅型、辞位逃避型から再起復職型へ変化等各1件合計6件の文・武臣の処世法の型がみられた。

次に、(3)紅巾の賊の高麗侵寇に関わった人物4例については1. 名臣李承慶は諸將討伐不協力に対する憤惋逃避型の人物といえる。2. 文臣李岳は怯懦不戦型から体制順応型へと処世法が変化している人物である。3. 文臣元松寿は体制順応型から辛屯に対する忤罷型へと変化している人物である。4. 武臣安遇慶は紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型に変化している人物である。以上、文・武臣の処世法の型

は諸將討伐不協力に対する憤慨逃避型、怯懦不戦型から体制順応型へと変化、体制順応型から辛屯に対する忤罪型へと変化、紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型に変化等各1件合計4件の型がみられた。

終りに、(4)辛屯の兇謀事件に関わった人物3例については1. 文臣李公遂は閉門逃避型の人物といえよう。2. 文臣李存吾は糾弾対立型の人物である。3. 武臣安遇慶は紅巾の賊と辛屯の兇謀事件の両方に遭遇した人物で紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型にその処世法が変化している。以上、閉門逃避型、糾弾対立型、紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型に変化等各1件合計3件（内1名は2件に遭遇）の文・武臣の処世法の型がみられた。

以上、「文臣・武臣生没年一覧表」にみえる30名の内訳は、文臣23名、武臣3名、姦臣2名、嬖臣1名、名臣1名等の合計30名である。(1)曹頤の謀逆事件に関わった人物5名、(2)趙日新の謀逆事件に関わった人物6名、(3)紅巾の賊の高麗侵寇に関わった人物4名、(4)辛屯の兇謀事件に関わった人物3名（内1名は3と4の2件に遭遇）等の処世法の型を分析検討して明らかにした。その他の人々13名はすべて体制順応型の人物であった。

一覧表に見える18名の処世法・処世術は一般的な型としては体制順応型を選択した人物が最も多い。守義（逃避）閉門型で一生を終る人物もいた。しかし、賢明な処世法は李齊賢の様に難をさけて辞位逃避型から再起復職型へと変身した人物であろう。特殊な型として烈女型、連座贖銅型、糾弾対立型等の処世法を選択した人物もいた。また、武臣安遇慶の様に紅巾の賊と辛屯の兇謀事件の両方に遭遇した人物もおりその処世法が紅賊撃退型から辛屯誅殺後復職型に変化した人物の例もあった。文・武臣の処世術の型として次の三つの型が指摘できる。まず、王朝体制下では一般的に体制順応型を選択した人物が最も多い。その次に多いのは、一旦は難をさけて官職を辞位逃避して社会の変動安定や対立人物のないのを見極めてから再起復職する型を選択した人物である。その次は、烈女型、連座贖銅型、糾弾対立型等特殊型としての処世法を選択した人物である。王朝体制下で体制順応型や再起復職型の人物と比較してこの特殊型を選択した人物こそ微々たる力であるが、王朝体制下の儒教的処世法・倫理観を新しく変質前進させていったと考えられよう。

註

- 1) 『高麗史』本紀の間に死去した人物の略伝が記述されている。伝記がある場合はそれによる。尚、日本古代史の資料では本紀の間に述べてある略伝を薨卒伝こうそつでんと称するようである。
- 2) 拙著、「高麗時代の『叛逆伝』研究Ⅴ—立伝人物の分析—」（愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第23号、2008年9月刊）84-86頁参照。
- 3) 『高麗史』卷一百七、列伝卷第二十、準伝。
- 4) 『高麗史』卷一百十、列伝第二十三、韓宗愈伝。
- 5) 『高麗史』卷一百十、列伝第二十三、李凌幹伝。
- 6) 『高麗史』卷一百二十四、列伝第三十七、裴佺伝。
- 7) 『高麗史』卷一百十、列伝第二十三、光載伝。
- 8) 拙著、註2) 掲載論文、86-87頁参照。
- 9) 『高麗史』卷一百二十五、列伝第三十八、姦臣一、辛裔伝。
- 10) 『高麗史』卷八十九、列伝第二、后妃二、和妃洪氏伝。
『高麗史節要』卷二十六、恭愍王一、元年癸卯条。
- 11) 拙著、「高麗時代の『烈女伝』と『方技伝』研究—立伝人物の分析—」（愛知学院大学『文学部紀要』第39号、2010年刊）9-10頁参照。
- 12) 『高麗史節要』卷六、獻宗王、元年九月条参照。
- 13) 『高麗史』卷一百十、列伝第二十三、李齊賢伝。
- 14) 『高麗史』卷一百九、列伝第二十二、承慶伝。
- 15) 『高麗史』卷一百十一、列伝第二十四、李崐伝。

- 16) 『高麗史』卷一百七，列伝第二十，松寿伝。
- 17) 『高麗史』卷一百十三，列伝第二十六，安遇慶伝。
- 18) 拙著，「高麗時代の『叛逆伝』研究VI—辛吨（Sin Ton? -1371年）の場合—」（愛知学院大学『文学部紀要』第38号，2009年刊）参照。
- 19) 『高麗史』卷一百十二，列伝第二十五，李公遂伝。
- 20) 『高麗史』卷一百十二，列伝第二十五，李存吾伝。